

大学共同利用機関法人自然科学研究機構生命倫理審査委員会規程

令和3年9月16日

自機規程第132号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程（自機規程第131号。以下「倫理規程」という。）第6条第2項に基づいて、機構長が設置する大学共同利用機関法人自然科学研究機構生命倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程で用いる用語の意義は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）及び倫理規程の定めるところに従う。

(委員会)

第2条 倫理規程第6条で定める委員会は、研究計画の分野ごとに、次の二つの委員会で構成する。

- 一 人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「一号委員会」という。）
- 二 ヒトゲノム・遺伝子解析倫理審査委員会（以下「二号委員会」という。）

(任務)

第3条 委員会は、人を対象とする生命科学・医学系研究等の審査、実施中の研究等の調査、変更、中止その他当該研究等に関し必要な意見を述べる等の業務を行う。

2 前項の審査について、一号委員会及び二号委員会（以下「各委員会」という。）は、次の各号に掲げる研究についてそれぞれ審議を行うものとする。

- 一 一号委員会 ヒトゲノム・遺伝子解析に関する研究を除く、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する研究
- 二 二号委員会 ヒトゲノム・遺伝子解析に関する研究及びこれに係る人由来試料の採取に関する研究

3 各委員会は、審査終了後速やかに、申請者及び理事又は副機構長へ審査した結果を報告するものとする。

(組織)

第4条 各委員会は、委員長、副委員長、委員をもってそれぞれ組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 各委員会の委員長は、第6条第1項第1号のうちから理事又は副機構長が指名した者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員)

第6条 各委員会の委員は、それぞれ次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 機構に所属する研究教育職員 若干名
- 二 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者 若干名
- 三 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 若干名
- 四 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることができる者 若干名

- 2 委員会の委員は、男女両性で構成されなければならない。
- 3 委員会の委員は、5名以上で構成されなければならない。
- 4 第1項各号の委員は、機構長が指名する。
- 5 第1項第2号及び第3号の委員は、機構に所属のない外部の者でなければならない。
- 6 第1項各号の委員は、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。
- 7 各委員会の委員は、双方の委員を兼ねることができる。

(任期)

第7条 前条の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(成立要件及び議決)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければ成立しないものとする。

- 一 委員会構成員の過半数以上の委員が出席していること。
 - 二 男女両性の委員が出席していること。
 - 三 第6条第1項に掲げる各号委員が、最低1名ずつ、すべて出席していること。
- 2 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数による。ただし、可能な限り全会一致での議決が行われるよう努めるものとする。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、審査の対象、内容等に応じて有識者に意見を求めることができる。

- 2 委員会は、特別な配慮を必要とする者を研究対象者とする研究計画書について審査を行う場合、必要に応じてこれらの者に識見を有する者に意見を求めることができる。

3 委員会は、審査の依頼を受けた研究計画書の内容を把握する等の目的から、当該研究の実施に参加する研究者等を委員会に出席させ、説明をさせることができる。ただし、委員会の審議及び意見の決定には当該の研究者等を同席させてはならない。

(委員会の委員及びその事務に従事する者の守秘義務)

第10条 委員会の委員及びその事務に従事する者は、その業務上知った情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、岡崎統合事務センター国際研究協力課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関する必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

2 この規程施行後、第6条第1項に係る最初の委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則 (令和5年11月24日改正)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。